

# 介護サービスを利用される皆さまへ

## <ハラスメント行為にご注意ください>



職員が安心して働ける環境を整えることは、皆様への適切なサービスの提供につながります。以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、サービスの提供が出来なくなる場合があります。



### 【ハラスメントの具体例】

分類	内容	例
身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	体をたたく／ひっかく／つねる／物をなげる／唾を吐く
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	威圧的な態度で接する／怒鳴る／無視する／理不尽な（業務外の）サービスを要求・強要する
セクシュアルハラスメント	意に添わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為	必要もなく身体をさわる／性的な話をする／抱きしめる
その他	悪質クレームやストーカー行為、人種や国籍を理由とした嫌がらせなど	長時間の電話／特定の職員につきまとう／外国人であることを理由に態度を変える

※認知症等の病気又は障がいの症状として現れた言動の場合を除きます。



サービスの円滑な利用のため、皆様のご理解ご協力をお願いします。

発行元：川口市福祉部介護保険課

※「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（令和4年3月改訂版）を参考に作成